第２回浜中町農業委員会総会議事録

１．日　　時　　平成２６年８月２６日（火）　午後１時００分

２．場　　所　　浜中町役場茶内支所　会議室

３．出席委員　　１２名

１番　　百　々　英　夫

２番　　小 田 原　憲　一

３番　　永　洞　忠　志

４番　　穴　吹　　栄

５番　　白　川　俊　明

６番　　新　井　功 仁 恵

７番　　橋　場　和　幸

８番　　嵯　峨　弘　巳

９番　　松　家　忠　夫

１０番　　白　川　英　之

１１番　　谷　口　正　明

１２番　　堀　金　澄　惠

４．出席職員　　３名

事務局長　　上　田　幸　作

農政係長　　酒　井　美 和 子

農地係長　　中　山　正　教

５．議　　事

日程第　１　　総会成立報告

日程第　２　　開会

日程第　３　　議事録署名委員の指名

日程第　４　　会期の決定

日程第　５　　会務報告

日程第　６　報告第１号　農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第　７　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第　８　議案第２号　農地法第６条の規定による農業生産法人の定期報告について

日程第　９　議案第３号　農用地利用集積計画作成要請について

日程第１０　議案第４号　浜中町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

日程第１１　　次回総会日程（予定）について

事務局長　第２回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員１３名のところ１２名でございます。
よって、浜中町農業委員会会議規則第８条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。
なお、梅原会長が病気療養中のため欠席となっておりますので、本日の議事につきましては、白川代理が進行いたしますのでよろしくお願いいたします。
それでは、白川代理より開会の御挨拶をいただきます。

議長　午前中の会議に引き続き午後からの総会ということで、御出席いただきましてまことにありがとうございます。
先日の研修会の折に梅原会長が体調を崩されたということで、急きょ入院されました。その後につきましては、事務局と相談しながら農業委員会活動が円滑に進められるように協議してまいりました。今日の会議につきましても、皆様の協力を得ながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。
日程第３　議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第７０条の規定により、議長において、１番百々委員、２番小田原委員を指名いたします。

日程第４　会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第５　会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長　（会務報告あるも省略）

議長　事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員　（なしの声）

議　　長　ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第６　報告第１号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をさせます。

事務局長　報告第１号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第１５条第１項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、所有権移転によるあっせんの申出に伴う調整報告でありますが、権利の移転をする者は、茶内橋北東○○番地、○○○○氏、対象地は茶内西４線○○番ほか○筆、面積○万○，○○○㎡で、権利の移転を受ける者を、茶内西５線○○番地、○○○○氏に決定し、○月○日に、農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

なお、土地の詳細については、後ほど提案の議案第３号整理番号１の中で説明させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　事務局より提案理由の説明が終わりました。

ここで、調査に当たった農地部会の方々から補足があれば、これを受けます。

各調査委員　（特になしの声）

議　　長　特にないようなので、これから、報告第１号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第７　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農地法第３条第１項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。
本案は、経営移譲年金受給のための後継者への使用貸借権の設定１件でありますが、整理番号１の貸主は、西円朱別西１７線○○○番地、○○○○氏で、西円朱別西１４線○○番ほか○○筆、面積○○万○○㎡の所有地を、後継者である同住所の○○○○氏へ使用貸借しようとするものであります。
以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議　　長　事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。
７番橋場委員、お願いします。

橋場委員　（補足説明あるも省略）

議　　長　ありがとうございました。
これから、議案第１号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第２号農地法第６条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　議案第２号農地法第６条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農地法第６条第１項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。
農業委員会はその報告に基づき、農地法第２条第３項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされておりますが、確認すべき要件としましては、１点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、２点目の「事業要件」として、主たる事業が農業であるか、３点目の「構成員要件」として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、４点目の「業務執行役員要件」として、役員の過半が年間１５０日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、６０日以上農作業に従事しているかとなっております。
本案は２件の届出で、整理番号１は姉別南４線○○番地、○○○○　○○○○、整理番号２は西円朱別西１８線○○○番地、○○○○　○○○○○でありますが、いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議長　事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第２号の質疑を、整理番号順に行います。
整理番号１の質疑ありませんか。

各委員　（質疑なしの声）

議長　質疑なしと認めます。
次に、整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員　（質疑なしの声）

議長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号１は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。
よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号２を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員　（異議なしの声）

議長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第３号　農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　議案第３号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第１５条第４項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は６件の作成要請でありますが、整理番号１は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇万〇，〇〇〇円でありますが、この土地を茶内西５線〇〇番地、〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号２は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡、土地の対価は〇〇万〇，〇〇〇円でありますが、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号３は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇〇万〇，〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

整理番号４は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇，〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

整理番号５は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇万〇，〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

整理番号６は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西３線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号から第４号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長　（詳細説明あるも省略）

議長　事務局より提案理由の説明が終わりました。

本案については、整理番号２から６まで議事参与の制限に該当する委員がおり

ますので、整理番号１の審議の後、それぞれの議事にあわせ、順番を若干前後して審議することとなりますので、御了承賜りたいと思います。
それでは、これから、整理番号１の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次の審議に入る前に、整理番号２から６については〇〇〇〇委員、整理番号２と５については〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当しますので、それぞれ退席願います。

（〇〇〇〇委員、〇〇委員退席、退室）

これから、整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、整理番号５の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号２を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号５を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

（〇〇委員入室、着席）

次に、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、整理番号４の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、整理番号６の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号３を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号４を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号６を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

（○○○○委員入室、着席）

日程第１０　議案第４号　浜中町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長　議案第４号浜中町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
本案については、平成２６年８月２２日付けで、「農業経営基盤強化促進法に基づく浜中町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」という標題で意見照会のあったものですが、
その内容は、平成２６年４月１日付けで、農業の構造改革を促進するための農業経営基盤強化促進法等の法律が施行され、同法附則第２条第２項の規定により、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想については、法の施行から６ヶ月を経過するまでの間、現行の基本構想を新たな基本構想と見なすとされる経過措置がなされました。
このため、市町村は、法施行日より６ヶ月を経過する前までに、法改正に伴った「農業経営基盤強化促進基本構想の変更」が必要となるわけですが、この構想を変更するにあたっては、同法施行規則第２条の規定により、「市町村が基本構想を定め、または変更しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない。」とされ、その後市町村では、双方から聴いた意見を記載した書面を添えて都道府県知事に協議し、同意を得なければならないこととされております。
基本構想の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、議案の提案者である会長から総会に対し、「意見を求める」という直接的な提案ではなく、変更案について適正であるか否かの判断をし、「原案について承認することの議決を求める。」という提案をするものでございます。
今回の基本構想の変更案については、意見を聴く場として、浜中町、浜中町議

会、浜中町農業委員会、浜中町農業協同組合ほか関係機関、関係団体の代表者で構成される「浜中町農業政策推進会議」を平成２６年８月２２日に開催し、基本構想の変更の基本的な内容について協議し、別添の「浜中町農業経営基盤強化促進基本構想新旧対照表（案)」のとおり調整を行ったということでございます。

変更の主な内容としましては、１点目として、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業の実施が可能となったことにより農地保有合理化法人制度が廃止されたことによる字句の修正。

２点目として、農業経営基盤の強化の促進に関する目標として、青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方の追記。

３点目として、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの基本的指標の追記。

以上が法改正に伴い変更された部分でございますが、さらに構想の見直し時点の状況を踏まえた記述内容の整理を行ったというものでございます。

以上のとおり、基本構想の変更について概要を申し上げましたが、町長への回答期日が８月２９日となっておりますことから本総会に提案した次第でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長　（詳細説明あるも省略）

議　　長　事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第４号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各　委　員　（質疑なしの声）

議　　長　質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１　次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長　次回総会日程につきましては、９月２９日、月曜日、午前１０時からを提案い

たします。

議　　長　事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、９月２９日、月曜日、午前１０時からということでよろしいでしょうか。

各　委　員　（異議なしの声）

議　　長　異議がないようなので、次回総会日程については、９月２９日、月曜日、午前１０時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第２回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻　午後１時５０分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会会長職務代理者　　白　川　英　之

浜中町農業委員会　　１番　　百　々　英　夫

浜中町農業委員会　　２番　　小田原　憲　一

農地法第３条調査書

調査日：平成２６年８月２１日

第２回浜中町農業委員会総会
議案第１号 整理番号１　（使用貸借）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○ ○　○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	橋 場 委 員				

	判　断　の　理　由	該当
第２項第１号 （全部効率利用）	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。	しない
第２項第２号 （農業生産法人以外の法人）	法人ではないので該当はしない	しない
第２項第３号 （信託）	信託ではないので該当はしない	しない
第２項第４号 （農作業常時従事）	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号 （下限面積）	下限面積を超えている	しない
第２項第６号 （転貸禁止）	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。	しない
第２項第７号 （地域調和）	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員１名と事務局２名が現地状況等を確認した。	しない

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号１　（所有権移転）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○ ○　○ ○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号２　（所有権移転）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号３　（賃貸借）

譲受人	○○○○ ○○○○○○○○○○○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	する
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号４　（賃貸借）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号５　（賃貸借）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書

第２回浜中町農業委員会総会
議案第３号　整理番号６　（賃貸借）

譲受人	○ ○　○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長　中山正教

法第１８条の条項	判　断　の　理　由	適合
第３項第１号 （基本構想適合）	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第３項第２号イ （全部効率利用）	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。	する
第３項第２号ロ （農作業常時従事）	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。（農業生産法人及び第２項第６号に規定する者は除く）	する
第３項第３号イ （継続的安定的農業経営）	第２項第６号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。	する
第３項第３号ロ （法人の場合の常時従事）	第２項第６号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。	―
第３項第４号 （共有持分の同意）	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。	―
第３項第４号 （共有持分の 1/2 を超える同意）	②５年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が２分の１を超えて得られる。	―